

消防団員募集



消防団とは？

消防団は、常勤の消防職員が勤務する消防署とは異なり、火災をはじめ各種災害発生時に自宅や職場から現場へ駆けつけ、集落や地区での経験を活かした消火活動・救助活動また、行方不明者等の搜索活動を行う非常勤特別職の地方公務員です。本町では、107 人の方が消防団員として活躍しています。

消防団の状況（令和3年10月1日現在）

分団数	6 分団
消防団員条例上の定員数	155 人
消防団員数（女性含む）	107 人
女性消防団員数	12 人



消防団の役割

集落や地区における消防防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わずその地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担います。また、女性消防団員も活動しており、防災訓練時の避難誘導や、高齢者住宅への防火訪問による火災予防啓発活動などにおいて活躍しています。

消防団員の処遇

消防団員の処遇については、条例に基づき、年間報酬、出動手当を支給しています。また、消防団員が公務上の災害によって被った損害を補償するため公務災害補償等の制度が設けられています。さらに、消防団員のうち、永年勤続し、成績優良で他の模範となる消防団員に対し、県知事、市町村長、消防協会等より各種表彰が実施されます。退職した場合には、慰労金として団員の階級及び勤続年数に応じて退職報奨金が支給されます。

（団員の年間報酬は 37,000 円、訓練及び出動時の出動手当は 1 回 5,000 円）

消防団員に入団するには？

条例で、入団の条件が制定されていますが、本町に居住し、年齢満 18 歳以上の者であれば、入団できます。興味を持たれた方は、ぜひ下記までご連絡ください。

鹿児島県による消防団 P R 動画（I Z A ! 消防団）が公開されています。ご覧ください。

<http://www.pref.kagoshima.jp/aj03/kurashi-kankyo/anzen/shoubou/syobodan/2sosiki.html>



〒894-1508

鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋芦瀬原 1283-175

大島地区消防組合瀬戸内消防分署

TEL:0997-72-1190 FAX:0997-72-1192

令和 4 年度 瀬戸内町会計年度任用職員の募集について

令和 4 年度の瀬戸内町が行うさまざまな業務・職種について担っていただく方を、「令和 4 年度瀬戸内町会計年度任用職員（旧 臨時職員）」として、下記のとおり募集します。

報酬＋各種手当	・常勤職員の給料を基に、それぞれの勤務に見合う報酬が決定されます。 （時間給・日額給・月額給） ・期末手当・時間外勤務手当・通勤手当等が支給されます。
勤務時間	それぞれの職務内容により、1 日あたり数時間～ 7.5 時間となります。
休暇	年次有給休暇（6 ヶ月以上の期間で 8 割以上勤務の場合）、特別休暇、病気休暇、介護休暇など、国の会計年度任用職員に認められた休暇が付与されます。
分限・懲戒処分	常勤職員と同じで地方公務員法の定めによります。 （勤務実績不良、適格性の欠如、法令違反等の場合、免職や停職処分）

■応募資格：①令和 4 年 4 月 1 日時点で満年齢 18 歳以上の者。（原則）

②町税及び使用料に滞納がない者（同一世帯含む）

■応募期間：令和 3 年 12 月 3 日（金）から 12 月 24 日（金）まで（土、日、祭日は除く）

※郵送可 12 月 24 日（金） 当日消印有効

■申込方法：所定の申込書兼履歴書及び調査承諾書を町役場総務課人事行政係へ提出してください。

（申込書兼履歴書等は役場総務課で直接配布又は瀬戸内町ホームページからダウンロードできます。）

■採用方法：書類選考及び面接選考で実施。 ※面接の実施日は追って応募者に連絡します。

■任用期間：（一年度内）令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日まで

■募集する主な職種と報酬

★その他の職種は、町 HP もしくは役場総務課人事行政係からの配布資料で確認できます。

職種名	資格等	業務担当課	勤務時間	報酬額（円）		備考
一般事務補助員		該当各課	6.5h/ 日	月額	～ 126,300	
一般事務補助員 【障害者枠】	障害者手帳有	該当各課	6.5h/ 日	月額	～ 126,300	
船舶乗務員		商工交通課	7.5 h / 日	月額	～ 179,300	町営船甲板員
地籍調査員		財産管理課	7.5 h / 日	月額	～ 176,300	伐採作業等
保健師	資格有	保健福祉課	7.5 h / 日	月額	～ 235,400	
看護師（正・准）	資格有	保健福祉課	7.5 h / 日	月額	～ 222,300	へき地診療所勤務
保育士	資格有	町民生活課	7.5 h / 日	月額	～ 176,300	高丘もしくはへき地保育所
特別支援教育 支援員		教委総務課	7.5 h / 日	時給	～ 925	幼稚園及び各学校勤務

※人事院勧告による職員給与表の改定により、報酬額は増減する場合があります。

■お問合わせ先及び応募書類提出先

〒 894-1592 瀬戸内町古仁屋船津 23 番地 瀬戸内町役場総務課 人事行政係

☎ 0997 - 72 - 1111 FAX 0997 - 72 - 1120

年末・年始の 家庭ごみ収集について

★困ります、ごみ出しのルール違反！

日ごろから、ごみの減量及び分別にご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、今年も年末の大掃除などで多くのごみが排出される時期となりましたが、町民の皆様から「回収後にごみが出されている」、「分別しないで捨てられている」といったルール違反の通報が多く寄せられています。

ごみを出す際は、近所の方の迷惑とならないよう、「ごみ収集カレンダー」や「瀬戸内町ごみ分別の手引き」を参照の上、ルールを守って正しく出しましよう。

年末の収集終了後は、**年始の収集開始まで収集を行いません**ので、家庭ごみ収集カレンダーにしたがって出していただきますようお願いいたします。また、衛生センター及び加計呂麻クリーンセンターへは、**もやせるごみ**を持ち込みすることはできませんのでご注意ください。

■名瀬クリーンセンター位置図



奄美市名瀬平田町方面へ向かい、道の島ループ橋を經由してください。

※国道 58 号線沿いに案内板↓があります



■瀬戸内町の家庭ごみ年末年始収集日・時間（8：30～12：00、13：00～17：00）

日 付	令和3年12月				令和4年1月			
	28 火	29 水	30 木	31 金	1～3 土～月	4 火	5 水	6～ 木
家庭ごみの収集	通常			休み		通常		
衛生センター及び加計呂麻クリーンセンターへの持ち込み（粗大・資源ごみのみ）	通常			休み		通常		
最終処分場への持ち込み（燃えないごみのみ）	通常			9：00～16：00	休み	通常		

※最終処分場への持ち込みは、安定4品目（プラスチック、金属、ガラス、せともの・コンクリート類）のみとなっております。

お問い合わせ先 町民生活課 ☎ 72 - 1060 衛生センター ☎ 72 - 1973 節子最終処分場 ☎ 78 - 0515

■名瀬クリーンセンターのもやせるごみ年末・年始受入日・受入時間

日 付	令和3年12月				令和4年1月			
	28	29	30	31	1～3	4	5	6～
	火	水	木	金	土～月	火	水	木
受入時間	8：30～16：45			8：30～15：00	休み	8：30～16：45		
昼食時間帯の持込	不可	可				不可		

※「もやせるごみ」は、名瀬クリーンセンターにて有料で持ち込み可能です。手数料は、以下のとおりです。

※年末の3日間（12/29～12/31）は、特別料金（全て粗大ごみ料金）での搬入となります。

①黄色の指定「もやせるごみ袋」を使用した場合の手数料 100円

②黄色の指定「もやせるごみ袋」を使用しない場合の手数料 重さによって料金が変わります。

お問い合わせ先 名瀬クリーンセンター ☎ (0997) 52 - 9766

■お問い合わせ先 町民生活課児童母子係 ☎ 0997 - 72 - 1060

低所得の子育て世帯生活支援特別給付金支給 (ひとり親世帯以外)のご案内

子育て世帯を支援するため、給付金を支給します！

1. 支給対象者

①②の両方に当てはまる方 (※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く)

- ①令和3年3月31日時点で18歳未満の児童(障害児の場合、20歳未満)を養育する父母等
 ※平成15年4月1日(障害児は、平成13年4月1日)より後に生まれたお子さんが対象です。
 ※令和4年2月末までに生まれたお子さんも対象になります。

②■令和3年度住民税(均等割)が非課税の方

または

■令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

2. 支給額

児童1人当たり 一律5万円

3. 給付金の支給手続き

I. 高校生のみ養育しており、住民税非課税 または 収入が急変した方

▶令和4年2月28日(月)迄に、申請が必要となります。

II. 令和3年度住民税は課税だが、新型コロナウイルス感染症の影響により
 令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

▶令和4年2月28日(月)迄に、申請が必要となります。

III. 令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当が支給され住民税非課税の方

▶給付金は、申請不要で、対象者には支給済です。



新型コロナワクチン(1・2回目)未接種の方へお知らせ

コロナワクチン接種を希望される方は、コールセンター(72-3001)までご連絡ください。

医療機関名	瀬戸内町へき地診療所 古仁屋瀬久井西 13-2
接種日時	12/1(水)・12/22(水) 14:00～16:00
接種対象者	12歳以上
費用	無料
ワクチンの種類	ファイザー社(通常、3週間で2回接種)
予約	瀬戸内町コールセンター 72-3001(平日9時～17時) ※年末は12/28まで受付ています

※希望者が一定人数集まらない場合は、日程を変更する可能性があります。

※日程の都合が合わない方は、コールセンターまでご相談ください。

教育に関する事務事業点検評価結果一覧表



町教育委員会外部評価委員会において、「令和2年度実施に係る教育に関する事務事業の点検・評価」を実施しましたので、報告します。(5段階評価)

事業 番号	事務・事業名	今後の 事業の 方向性	自己 評価	外部 評価	点検・評価に対するコメント等
			総合	総合	
1	児童生徒遠距離通学費	継続	3	5	少子化や小学校・中学校の休校に伴い、児童・生徒の確保、学校の活性化のためにも遠距離通学費助成は必要な事業であるので、弾力的な運用をお願いしたい。
2	教育文化のまちづくり 活動費助成	継続	3	4	各校、郷土文化活動はしっかり記載していただき、それぞれの学校の特色を生かした活動を確立するためにも継続していただきたい。 各種発表会を觀ても成果が上がってきている。また、請けり鑑賞会等、地域活性化のためにも継続していただきたい。
3	古仁屋高校 スポーツ・文化活動助成	継続	3	4	古仁屋高校存続のためにも、スポーツ・文化活動の助成をすることにより活性化が図られるため、必要な事業である。 瀬戸内町の魅力や特色を生かした部活動(シーカヤック・スキューバダイビング等)の創設を検討してはどうか。 保護者には、助成に対する説明をし、認識してもらうことも大切である。 助成の会計報告書を添付すること。
4	古仁屋高校 修学旅行費助成	継続	3	4	次世代の瀬戸内町を担う生徒達に、より多くの社会的見聞を広め、団体行動等を通じて、社会性・責任感・協調性を身につけるためにも今後も継続していただきたい。 コロナ禍で大都市への修学旅行は控える現状ではあるが、なかなか行く機会の少ない県内の観光地(薩摩・大隅半島、種子島、屋久島、離島)を見聞することも思い出に残るのではないだろうか。
5	古仁屋高校生徒通学費等	継続	3	4	通学費補助や下宿補助は、保護者の負担軽減や学校の活性化のためにも必要であり、今後も継続していただきたい。
6	古仁屋高校各種検定 試験受験助成	継続	3	3	古仁屋高校生徒の学力向上と、普通科ではあるがより多くの資格取得を目指すことが出来ることも魅力の一つであり、合格率を上げるように指導をする。 合格者については、全額助成の特典を付けるなど、内容の見直しを検討してはどうか。
7	食物アレルギー診断経費	継続	3	3	児童生徒の保護者の負担軽減を図るとともに、食物アレルギー対策の円滑な運営のためにも必要な事業である。
8	第45回町駅伝競走大会	継続	3	3	参加地区の統合を含め、随時参加要件の緩和を検討しながら、事業が継続できるよう努めていただきたい。 参加確保には苦慮しているチームもあると思うが、朝・夕と走っている方も見られるので、コツコツと頑張っている方たちも参加できる雰囲気のある駅伝大会があってもいいと思う。
9	古仁屋中学校区 支援地域本部事業	継続	3	3	地域全体が一体となり、子どもを守り育てる環境づくりを推進するためにも必要な事業である。一方、指導ボランティアの人材確保が急務である。 瀬戸内町内のコーディネーターと連携を図り、事業の充実に努めていただきたい。
10	第36回瀬戸内町 町民体育大会	継続	3	3	参加選手が減少する集落と、出番がないから参加しないという集落の方もいる。各年齢層で参加できる種目や楽しんで参加できる種目を検討し、参加者(応援も含む)の増加を図る必要がある。 また、広くて見づらいので開催場所の選定や、午前の個人種目はフィールド内で応援が出来るなどの工夫をしていただきたい。
11	ラジオ体操 せとうち選手権	継続	3	3	夏休みの生活習慣・リズムを向上させ、親子のコミュニケーションの一つとしてとても大きな役割を担っている。今後も地域の協力をいただきながら継続していただきたい。 地域ごとで実施日数に大きな差があるので、検討する必要がある。また、表彰についても統一基準を設ける必要がある。
12	放課後子ども教室	継続	4	4	子ども達にとって放課後の居場所づくりは必要なことであり、人材確保と活動拠点の確保、更なる内容の充実に努め、継続していただきたい。
13	国宝重要文化財等 保存・活用事業	事業終了	3	4	とても素晴らしい事業ではあるが、調査範囲や数に対して2人では大変である。増員や体制を整えていただき、その調査結果を広く知らせるとともに、今後は郷土教育や観光資源に生かしていただきたい。